

令和4年7月11日

徳島県教育委員会

教育長 楠口 浩一 殿

徳島県小中学校管理職員協議会
会長 日野出 英樹

第55回定期大会に基づく身分保障・待遇・教育諸条件の改善等に関する要望書

徳島県教育委員会におかれましては、平素から教育管理職員の身分保障・待遇・教育諸条件の見直しや改善に真摯に取り組まれていることに対し敬意を表します。

さて、私たちは、去る5月29日に第55回徳島県小中学校管理職員協議会（徳管協）定期大会を開催し、身分保障・待遇・教育諸条件の改善等を中心とする本年度の活動方針・具体的な活動目標を決議いたしました。また、この決議事項をもとに、第2回徳管協理事会において、以下のように要望事項を決定いたしました。

県財政の厳しい状況下ではありますが、良識ある本会の総意として十分ご検討いただき、要望が実現されますようお願い申し上げます。

なお、要望事項には、国及び市町村レベルの内容も含めていますが、文部科学省等関係機関に私たちの声を届けていただき、教育施策に反映されますようお願いいたします。

要 望 事 項

※ 内は回答

1 身分保障・待遇改善

(1)教職員給与制度を見直し、教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な6級制の制度化を図ること。特に、生活の基礎である給与又は期末・勤勉手当等の減額は、絶対に避けること。また、管理職員不足解消のため管理職手当の増額を図ること。

給与等については、人事委員会勧告（報告）を尊重する基本方針に変わりありません。厳しい財政状況の中、管理職手当の増額は困難です。

(2)副校長・教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること。（基準とする教諭の教職調整額4%の支給も見直し、最新の超過勤務実態に併せて増率）

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

(3)小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化にすること。

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

(4)校長の権限強化と副校長・教頭の待遇改善を図ること。

(5)管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当算定基礎へ繰り入れること。

(6)「人材確保法」の趣旨の堅持と「新たな人材確保法」の制定を求める。また、「義務教育費」の負担率1/3を1/2へ、その後更に全額国庫負担化の早期実現を図ること。（文部科学省）

(7)義務教育等教員特別手当の支給額の維持・改善を図ること。

(8)女性管理職の積極的な登用を図ること。

男女を問わず、とくしま教育育成指標で示す素養及び学校マネジメント力を備えた教員を管理職に任用してまいります。女性管理職の任用については、受審者が増えるように市町村教委に働きかけているところであり、引き続き、推進してまいります。

(9)人事委員会制度を堅持し、勧告を尊重すること。

(10)「教職員の育成・評価システム」、功績表彰の適正な運用を図ること。（県・市町村教育委員会）

(11)令和5年度より開始となる定年延長制を踏まえ、「管理職再任用制度」の継続と給与条件の改善を図るとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

管理職再任用制度については、退職者数も考慮しながら、定年延長にかかる制度全般を踏まえ、より適正な運用を検討してまいります。定年延長につきましては、知事部局等の関係機関とも連携して対応してまいります。

(12)役職段階別加算制度の改善（校長一律20%，副校長・教頭15%）を図ること。

(13)管理職員特別勤務手当支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。

支給用件の拡大については、修学旅行等宿泊行事において管理職員が引率して行う指導業務で泊を伴うものを適用すること。

また、特に次の週休日・休日等における勤務や参加を適用すること。

- ① 学校設備の修繕工事等の管理・立会
- ② 県小中学校長会及び教頭会の総会、研修会、理事会等の参加

管理職員特別勤務手当については国に準拠しており支給要件の拡大は困難です。今後の国及び他県の動向を見守ってまいります。なお、請求の手続きの簡素化は検討してまいります。また、①及び②の取扱については、次のとおりです。

- ① 宿日直手当の支給対象となります。
- ② 任意団体が開催する総会、研修会、理事会等については、支給不可です。

(14)併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

困難です。

(15)市町村立小中学校事務室長の管理職員への指定を図ること。

事務室長を管理職員とすることは、困難です。

(16)定年延長制については、実施時の役職定年制の例外措置等確かな情報提供と学校現場の実情に合った管理職員の身分保障と処遇改善を図ること。

「定年延長制」については、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

2 教育諸条件の改善・充実

(1)義務標準法の改正による少人数学級の年次的・計画的な拡大を関係省庁へ働きかけること。

すでに国に先がけて少人数学級を実現しております。

(2)少人数指導、児童生徒支援、特別支援教育等の個別の教育課題への加配定数の確保を関係省庁へ働きかけること。

個別の教育課題への加配定数の確保が図られるよう、引き続き、国に要望してまいります。

(3)いじめ・不登校問題等の早期解決のための人的配置の増員を図ること。

- ① 生徒指導及び教育相談担当教員の枠外配置
- ② スクールカウンセラーの相談時間の拡充
- ③ スクールソーシャルワーカー及び巡回相談員の増員
- ④ 法的な専門相談員としてのスクールロイヤー派遣

① 生徒指導及び教育相談担当者の枠外配置は困難です。
② 引き続き、スクールカウンセラーの教育相談活動の充実に努めてまいります。
③ 引き続き、スクールソーシャルワーカーの増員に努めてまいります。特別支援教育巡回相談員について、厳しい定数事情の中、本年度も9名を配置したところです。
④ スクールロイヤーについては、いじめ防止等対策のために公立学校等に派遣できる体制を整備し、その効果について検証を進めているところです。今後も、予算の確保に努めてまいります。

(4)新学習指導要領に伴う、円滑な教育活動実施のための教育環境の整備と充実を図ること。

- ① 外国語教育（英語科）、プログラミング教育等の専門的な指導員の配置
- ② GIGAスクール構想の目的実現のための専門的支援体制の推進
 - ア 教員研修の支援、技術面・指導面の助言
 - イ GIGAスクールサポーター
 - ウ ICT支援員の配置

① 本年度は、英語専科教員を昨年度より1名多い18名小学校に配置したところです。今後については、専科教員による成果を検証するとともに、県全体の定数状況を踏まえながら、配置してまいります。
また、プログラミング教育に特化した支援員を配置することは困難ですが、要請訪問や電話による相談にも対応します。
② 総合教育センターにGIGAスクール推進課において、教員研修等の支援や技術的なサポーターを行っています。加えて、市町村教育委員会に対してICT支援員やGIGAスクールサポーター等の活用を周知してまいります。

(5) 中学校における免許外教科担当の解消を図ること。

- ① 非常勤講師等の配置による解消

中学校の免許外教科担任の解消については、重要な課題として受け止め、加配配置、非常勤講師の派遣など、その解消に努めているところです。エリアティーチャーとして複数校に兼務をかけた取組を行い、研究を進めているところです。

(6) へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

(7) 養護教諭・事務職員の全校配置及び大規模校等への複数配置を図ること。

(8) 小学校長の幼稚園長兼務の解消を図ること。(市町村教育委員会)

(9) 教頭の全校配置（当面3学級以上の学校）と大規模校等への複数配置の拡充を図ること。

教頭の配置については、市町村教育委員会、校長と協議しながら行っているところです。
また、教頭の大規模校等への複数配置の拡充は困難です。

(10) 教員免許更新廃止に伴う新研修制度が過重負担にならないように方策を図ること。

国の動向を注視しながら、教職員の資質の向上を図りつつ、負担軽減にも配慮した制度となるよう研究してまいります。

(11) 図書費、教材費等の使途の適正化・明確化の指導徹底を図ること。(市町村教育委員会)

(12) 学校の統廃合に関する適正規模・配置等手引きの機械的な適用の回避を図ること。(市町村教育委員会)

引き続き、市町村教育委員会と連携し、「小中一貫教育推進委員会」の設置や「地区交流会」の開催など、学校を核とした地域の取組を積極的に支援してまいります。

(13) 教育の政治的中立性を尊重した改正地教行法の施行を図ること。(県・市町村教育委員会)

(14) 「学校の働き方改革」における教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。

① 臨時の任用教員の確保できる具体的な方策

② 部活動指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充

③ 副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るためのサポート・スタッフの配置

④ 給食の公会計化

⑤ 学校業務の改善と効率化のための「統合型校務支援システム」の円滑な運営のための支援

⑥ 1年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

⑦ 保護者に対する働き方改革の理解を求める広報

① ティーチャーズバンク登録の申請について、昨年度より電子申請で手軽に行えるよう改善を図っています。さらに求人情報サイトやCATVを活用し、新たな広報活動を予定しているところです。

引き続き、ティーチャーズバンクやマイスター銀行の周知を図り、補充教員の確保に努めてまいります。

②・③ 運動部の部活動指導員につきましては、市町村からの要求に基づいて予算を確保しており、本年度、現時点では、昨年度の44名から6名増の50名が配置されています。引き続き予算の確保に努めるとともに、市町村委員会に対し、活用を促してまいります。

また、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、令和2年度より実施主体を市町村とする補助事業に移行し、昨年度の49名から11名増の60名の配置を予定しております。引き続き、市町村教育委員会と連携し、活用を促してまいります。

④ 給食費の公会計化を促すため、市町村教育委員会に対し、先進地における優良事例を紹介するなどの支援を行ってまいります。

⑤ 「統合型校務支援システム」の円滑な運営支援については、オンライン研修を実施するとともに、専用サイトに研修動画を掲載する等の支援をしております。

⑥ 市町村教育委員会と連携し、引き続き制度の周知と効果的な運用に努めてまいります。

⑦ 様々な機会をとらえ、教職員の働き方改革の趣旨や目的を周知してまいります。

(15) 新型コロナウイルス感染症拡大の緊急時対策として、人的体制と物的体制等の総合的な支援を行うこと

① 緊急時対策時の手当の支給

② 緊急時対策時の勤務の明確化

③ 加配教員の追加配置

④ 学習指導員等の適切な配置

⑤ 学校の実情に応じた医療的ケアのための看護師の派遣

⑥ マスクや消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入の経費の支援（関係部署への働きかけ）

⑦ 3密対策として、空き教室を活用した授業の実施に必要な備品等の購入費（関係部署への働きかけ）

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、週休日又は休日に、県又は市町村教育委員会主催の臨時校長会に出席した場合や各学校で職員会議を開催した場合、管理職員特別勤務手当を支給することができます。その他の場合は職日直手当の支給対象となります。
- ② 文科省が作成している衛生管理マニュアルによると、学校は「児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を（中略）消毒する」とこととされており、引き続き国のマニュアル等を踏まえて対応してまいります。
- ③ 加配については、引き続き国に要望してまいります。
- ④ 学習指導員（学びサポーター）等については、引き続き有効に活用していただけるよう、市町村教育委員会に周知を図ってまいります。
- ⑤ 教員定数を利用した看護師の配置については困難ですが、医療的ケア児に対する安心・安全な教育活動を推進する上で、看護師の存在は不可欠であるため、国に対して看護師の配置や派遣について要望してまいります。看護師の配置等に活用できる国の補助授業については、引き続き、各市町村教育委員会へ積極的に情報提供してまいります。
- ⑥・⑦ 国の補助事業である「学校等における感染症対策等支援事業」により半額の補助が受けられますので市町村教育委員会にお問い合わせください。

3 旅費、手当の増額及び新設

(1)普通旅費の増額と速やかな執行を図ること。（算定基準を明確に）

- ① 実態把握
- ② 出張の精選
- ③ 正当旅費の支給

今後とも普通旅費の確保に努めてまいりますが、厳しい財政状況を御理解ください。

なお、旅費支給については、県教育委員会としては引き続き速やかな執行に努めてまいります。また、各市町村教育委員会をとおして各学校に適正な執行についての周知徹底を図ってまいります。

(2)3号業務の県外大会の引率旅費の別途支給を図ること。

(3)義務研修のための旅費の確保を図ること。

(4)修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。

- ① 団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年1・2学級の場合）
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮

今年度も、昨年度実施を延期した修学旅行の旅費分について増額した予算を確保したところですが、厳しい財政状況であることに変わりはなく、一律に修学旅行引率教員の増員を図ることは困難です。毎年追加配当基準を定め、その基準に合ったところには、1～2名分の追加配分を行っているところであり、今後とも引き続き追加配当ができるよう努めてまいります。

(5)へき地手当、地域手当の維持・改善を図ること。

(6)特殊業務手当の増額と第3号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。

また、管理職員がやむを得ず第4号業務による部活動指導に関わった場合、部活動指導手当の支給を図ること。

厳しい財政状況の中、特殊業務手当の増額及び管理職員への特殊業務手当の支給は困難です。